

第二十八回

参議院商工委員会議録第二十三号

昭和三十三年四月二十四日(木曜日)午前十一時二十一分開会

委員の異動
本日委員野溝勝君辞任につき、その補欠として岡三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
高橋 進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君

近藤 信一君
高橋 進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君

本日の会議に付した案件
○小委員長の報告

○石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願(第二八二号)(第一一二二号)(第一一三三号)(第一三四号)

○東北地方の家具工業を東北開発公庫の拡充強化に関する請願(第一四三号)(第六七三号)

○工業技術院産業工芸試験所東北支所の拡充強化に関する請願(第一四三号)(第六七二号)

○東北開発事業費国庫補助増額等に関する請願(第一五二号)

○熊野川電源開発促進に関する請願(第一九一号)

○水調査事業委託費増額等に関する請願(第一九二号)

○日中貿易振興等に関する請願(第一九三号)

○九州地方開発推進に関する請願(第一二一号)

○信用補完制度の拡充に関する請願(第一二八二号)(第六一六号)

○東北開発予算の完全実施に関する請願(第一九三号)

○福島県に中小企業金融公庫支店設置の請願(第三六六号)

○日中貿易協定締結促進に関する請願(第八二二号)(第八二三号)(第八四号)

事務局側
常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

北海道開発 池田 一男君
北海道開発 奥原 幸信君
発行主幹

説明員

(第三八二号)(第四七七号)(第四八五号)
○昭和三十三年度東北開発促進計画に関する請願(第四五六号)(第八三五号)

○水洗炭業に関する法的措置の請願(第五一六号)

○日ソ貿易促進に関する請願(第五一七号)

○小売市場規制法規の制定に関する請願(第五六七号)(第五七五号)(第六〇〇号)(第六三五号)

○鉱業法の一部改正反対等に関する請願(第五七〇号)(第六〇一号)(第六五六号)

○千葉県茂原市大多喜天然ガス株式会社のガス料金値上げ反対に関する請願(第一五九五号)

○熊本市に中小企業金融公庫支店設置の請願(第六一五号)

○外國無煙炭輸入制限等に関する請願(第六一七号)

○熊本県下頃地、藤田地域のダム建設反対に関する請願(第六二四号)

○石炭採掘に伴う鉱害復旧の請願(第六三四号)

○熊本県南会津東部の特定開発地域指定にに関する請願(第一六二五号)

○特許出請に対する審査期間の法制化の請願(第一七〇〇号)

○福島県地下資源開発株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君)これより委員会を開会いたします。

先ほど、委員長及び理事打合会を開いて協議いたしました結果、本日は、まず請願小委員長の報告を行い、次い

て、議長(近藤信一君)御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

なお、小委員長の報告中にあります

○更生保護事業充実強化のための競輪益金配分に関する請願(第七三三号)

○計量法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(第八二〇号)

○東北開発予算の完全実施に関する請願(第一九三号)

○福島県に中小企業金融公庫支店設置の請願(第三六六号)

議を行うこととしたしますので、さよなら御了承願います。

先ほど、請願審査に関する小委員会を開会いたしました結果、私が小委員長に当選いたしましたので、私から小委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

今国会において本委員会に付託された請願は、六十六件でございますが、小委員会におきましては、政府側の意見も聴取し、慎重に審議いたしました結果、採択すべきものと決定した請願の件数は三十一件であります。その内容は、お手元に配付いたしました印刷物のうち、第二項、鉱業関係の第六百十七号及び第六百三十四号、第三項、国土開発関係では、第三百二十三号を除き全部、第四項、中小企業関係及び第五項、貿易関係の全部、第六項、電力関係では、第二百九十一号及び第二千六百二十五号、第七項、その他では、第二百四十三号外一件、第二百九十九号及び第二百七七号であります。以上御報告いたします。

以上の報告に対し、質疑あるいは御意見のある方はございませんか。別に御発言もなければ、商工委員会に付託された請願の取り扱いにつきましては、ただいまの報告通り処理することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君)御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

○北海道地下資源開発株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君)これより委員会を開会いたします。

先ほど、委員長及び理事打合会を開いて協議いたしました結果、本日は、まず請願小委員長の報告を行い、次い

て、議長(近藤信一君)御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

なお、小委員長の報告中にあります

○更生保護事業充実強化のための競輪益金配分に関する請願(第七三三号)

○計量法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(第八二〇号)

○東北開発予算の完全実施に関する請願(第一九三号)

○福島県に中小企業金融公庫支店設置の請願(第三六六号)

○東北開発予算の完全実施に関する請願(第一九三号)

○福島県に中小企業金融公庫支店設置の請願(第三六六号)

○東北開発予算の完全実施に関する請願(第一九三号)

た、採択いたしました請願の番号及び

件名につきましては、これを会議録に記載するより、委員長において取り計らうことにいたします。

御異議ございませんか。

道地下資源開発株式会社法案を議題といたします。

○阿部竹松君
石井副総理にお尋ねい
ます。

開発長官と申し上げるよりも、副総
たします。すが、時間が限られておるよう
でございますから、一、二点に限定し
てお尋ねいたします。

理という立場でお答え願いたいと思いま
す点は、河野経企長官の考え方と、

北海道地下資源開発株式会社に対する開発庁の考え方と、一致しておらないような点があるわけです。その理由は、河野経企長官が昨年北海道へ参りまして、しょせん自己冒頭でござるが、果して

発表したことは、遊休鉱区の開発をしなければならぬ、こういうことを堂々と発表したわけであります。それが、その晩に、夕張に、児玉善士大夫さんとか北海道炭礦汽船株式会社の萩原吉太郎さんと一緒に参りまして、一泊の次の朝は、どういふことを言つたかといいますると、これから遊休鉱区とか新しくやる鉱区に金を投じても、膨大な金がかかるばかりでコストが下らぬ、従つて、現在ある、既存のそれぞ

れ鉱業所に資本金を政府で投じてやった方が、コストも下るし、増産も大きいに進むであろうといふよくなことで、一例を申し上げますと、坑内の採炭機、レッペ・ホーベルなど、一基で一億円もするものでありますと、そういうものに金を注ぐと、こういふよくな御意見でございまして、その食い違いの点を本国会が始まる当初に河野経企長官を本委員会に出席を求めていましたが、私の最初の発表した考え方方が誤まりであって、これから新しい鉱区を探鉱してやることとは容易なことではない、従つて既存の鉱区に、あるいはまだ現在やっておる作業所に資金を投じてやることが最上の道であるというような御答弁がおりました。その次に、通産省では、副総理も御承知の通り、この種の作業をやるために、一億九千万円の予算を、本年度の予算に、大蔵省当局に要しました。しかし、通産省の方で頑強に拒否したのかどうかわかりませんけれども、一億九千万円を投じて、この種の、今御提案になつてあるような仕事をやろうと、内容はもちろん違いますけれども、結果は同じであります。この仕事をしようとするところで、今申し上げました数字の金額を要求したところが、一億五千万円ほんと切られてしまった。その結果、御承知の通り四千万円ということで、本年度は北海道の白糠、及び九州の有明、それぞれ二千万円ずつ投じてやるけれども、とにかく、今度は開発庁の方で二億円政府から出資してやる、こう

今度の会社におきましても、既設の鉱業施設の方との話し合いでやつていくつもりもありますが、心持ちはそういうことでやつていいたいし、鉱区の開発もやつしていくという、両方できるだけ、まあ資力、機械力の力のものもありますし、新規な方向に、ある範囲において両方やつていただきたい、こういうふうに思つております。御了承願います。

○阿部竹松君　ただいまの御答弁で、河野経企長官と開発庁の御見解はわからりましたが、第二点目の一億九千万円要求しました通商産業省の、この種の仕事、内容は違いますけれども、究極の目的は同じであります。それで四千万円だけ残つて、一億五千万円切られてしまつて、そしてあなたの方へついたのですね。しかしお仕事の方は、開発庁の方がしろうとございまして、昨日も、副総理欠席のときに、いろいろお伺いしてみましたところが、一切がつさい、通商産業省の、やはり協力を得なければならぬ、こういうお話をございましてから、私は、そういうことであれば、同じ政府の部内でございますから、当然副総理が、やはりその通商産業省でやれといふことにならなければならぬはずだと思いますが、切られた一億五千万円が、どうもこちらへ回つてきて、さむらいの商法をやるような感じがするわけです。ですから、第二点目についての御答弁をお願いいたします。

開発会社の出資という問題とは、これには関係はないのでございま
す。通産省で一億九千万円でございま
すかの仕事をやつていこうといううちも
の、今回は、この二ヵ所だけのものを
まずやるということになりました、そ
れとわれわれの方は、今どこと特定の
場所はきめてないのでございま
すが、北海道の開発——昨日も申し上げ
ました、第二次五ヵ年計画の方針に従
いましての、この地下資源の開発に、
どうしてもこういろいろな会社をまず
作って、そうして一步前進したいとい
う心持で、この会社をこしらえたので
ございまして、同じく地下資源の開発企
ではございますが、通産省の方の
は、特定の場所、まずこちらを力を入
れる、それからその先は、また次の段
階にするというので、将来とも、これ
きりで、これにはお金を出さないとい
うことではないのでござります。その
関係は、お互いの間に、私の北海道開
発局と通産省の間には、これを引いて
こちらを増すということの話し合い
は、これはしておりますけれども、
独立のものとして、これと白糖とかが
明の問題とは独立に、北海道の地下資
源とこの開発には、どうしても通産省
といふものが力を入れていただきたい
うことには話し合ひができるおりま
す、これが一体となって、この仕事を
進めたいきたい、こういうふうに考
ております。

う。やはりしらうとがやると、いかに目的がりっぱであっても、失敗することが多いということは、昨日も若干長官にお話し申し上げましたが、北大の中谷博士から、八百億の金をただ使つてしまつたじゃないかということを言われる状態になるわけです。それはそれでいたしまして、次に、昨日お伺いしましたところが、大体人件費が、一ヵ年に五千五百万円もかかると、こういうお話をございました。わずか二億とか三億の会社が、五千五百万円も、六千五百万円近い金を人件費に使うということになると、これは大問題であろうかと思うわけです。それにまた理事とかそういう方が、ほかに比例して多過ぎる。昨日の御説明では、単なるボーリング会社であるというにもかかわらず、膨大な役員の数であるというようになります。しかしながら、法律でございまして、これだけ直ちに充當しなければならぬというわけのものでもないでしょうが、その点を、長官はいかにお考えになるか、御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(石井光次郎君) 人件費の問題は、衆議院においてもいろいろ心配して御質問いたいたのでございますが、初めからぜひ要るという数と、それから仕事の進展に従いまして要る人員といふものが、おのずからあるわけございますが、初めの間は、仕事の方でございまして、仕事にかかるのはおそらくって、しかし人の方は先に採用しないでございますから、これらの関係から見ますと、初め一年、二年の間といふものは、人件費の方が非常に強く経

ります。やはりしらうとがやると、いかに目的がりっぱであっても、失敗することが多いということは、昨日も若干長官にお話し申し上げましたが、北大の中谷博士から、八百億の金をただ使つてしまつたじゃないかということを言われる状態になるわけです。それはそれでいたしまして、次に、昨日お伺いしましたところが、大体人件費が、一ヵ年に五千五百万円もかかると、こういうお話をございました。わずか二億とか三億の会社が、五千五百万円も、六千五百万円近い金を人件費に使うことになると、これは大問題であろうかと思うわけです。それにまた理事とかそういう方が、ほかに比例して多過ぎる。昨日の御説明では、単なるボーリング会社であるというにもかかわらず、膨大な役員の数であるというようになります。しかしながら、法律でございまして、これだけ直ちに充當しなければならぬというわけのものでもないでしょうが、その点を、長官はいかにお考えになるか、御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(石井光次郎君) 人件費の問題は、衆議院においてもいろいろ心配して御質問いたいたのでございますが、初めからぜひ要るという数と、それから仕事の進展に従いまして要る人員といふものが、おのずからあるわけございますが、初めの間は、仕事の方でございまして、仕事にかかるのはおそらくって、しかし人の方は先に採用しないでございますから、これらの関係から見ますと、初め一年、二年の間といふものは、人件費の方が非常に強く経

ります。やはりしらうとがやると、いかに目的がりっぱであっても、失敗することが多いということは、昨日も若干長官にお話し申し上げました。わずか二億とか三億の会社が、五千五百万円も、六千五百万円近い金を人件費に使うことになると、これは大問題であろうかと思うわけです。それにまた理事とかそういう方が、ほかに比例して多過ぎる。昨日の御説明では、単なるボーリング会社であるというにもかかわらず、膨大な役員の数であるというようになります。しかしながら、法律でございまして、これだけ直ちに充當しなければならぬというわけのものでもないでしょうが、その点を、長官はいかにお考えになるか、御答弁願いたいと思います。

○阿部竹松君 そうしますと、副総理の御答弁ですと、社長とあとまあ理事

といふか、取締役といふのがこれに書いてあります。重役と称するものが三名と、こういうことになるわけでござりますね。あとは全然役員いやな

い……。

○国務大臣(石井光次郎君) 役員ではござります。取締役ではあっても、ほ

のか仕事をしている人で、重役会議だ

け出る、いわゆる現業重役ではない、

こういうことでございます。

○相馬助治君 関連してお尋ねします

が、この法律では取締役が七人以内、

ことですから、もちろん最初から七

人、二人を充足するのではないとい

うことはわかりますが、ただこの法律の

字といふものも出てくると思うのであ

ります。数年後におきまして、これが

仕事の量とにらみ合せまして、予定い

たしておりますところによります

と、これで経営は成り立つという見込

みを立てているわけございます。詳

細につきましては、後ほど政府委員か

ら申し上げます。

それから重役の数が非常に多くはな

いかということございますが、私の

今考えておりますのは、実際この仕

事に当るもの重役は、社長が全体を

見る、それに技術方面を担当する重

役、それから事業経理の面に携わりま

す、他の方からの出資者の関係の重

役によって、大綱についての相談にあ

ざかるというようなことにならしてい

きたい、こういうふうに考えていくわ

けであります。

○阿部竹松君 そうしますと、副総理

の御答弁ですと、社長とあとまあ理事

といふか、取締役といふのがこれに書

いてあります。重役と称するものが

三名と、こういうことになるわけでござりますね。あとは全然役員いやな

い……。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござりますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞きしておきたい

と思います。

○国務大臣(石井光次郎君) ちょっとと

重役のところで誤解があるといけませ

んから申しておきますが、ただいま初

三名と、こういうことになるわけでござ

りますね。あとは全然役員いやな

い……。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしま

すが、この開発局当局からいたしてお

う人間の具体的なものまで胸のうちには

あるのかどうか、こういうことをさつ

くばらんに参考にお聞き

○阿部竹松君 三億でやることを長官が毛頭考えておらなければ——三億円の場合などといふあらゆる資料を出しておるのですね、まことにけつこうかもしれませんけれども、そういうことで今までわれわれはそういう法案の審議をしたことはただの一度もございません。

に聞くのはちよとどうかと思いますけれども、ほかの政府委員で御答弁をされながらうるさいと思いますので、まげて長官にお尋ねいたします。実は私ども商工委員会でこの前中小企業金融公庫その他他の法案を論議しましたときに、公庫の社長あるいは理事長、こういうもののが名前が総裁ということになつておるのでですね。あるいは国民金融公庫の総裁、別に名前がけしかるとかけしあらぬとかでなくして、政府の金を零細企業に貸す銀行であるから、やはり総裁といいうような名前は理事長としたらどうかという議論も出ました。しかし私はその名前にこだわりませんけれども、政府の金を零細企業に貸す銀行の理事長なり総裁なりの給料が、内閣総理大臣岸さんよりもはるかに高いわけです。おそらく石井副総理よりも数万円高いのですね。こういうことを聞くのはまたことにえげつない質問ですが、大体これは給料を払わぬ重役もあるということをおつしやいましたが、それともこういう役員に対しては、大体お見通しでけつこうでございますから、どのくらいお払いになるものか、私は副総理より高い給料は払うことはあるまいと思いますが、その点はいかがですか。

題は、まだ実際どういう人になつていて、ただくかという問題と、仕事の初め、だんだん進んでいく状態もありまして、まだきちんとときめてはおりませんが、給料を出さない重役と申しますのは、これは原則的にやはり出さないことはあるかもしませんが、それはとても給料といふものの変形といふような程度のものを出すものではないと思つております。ただ社長並びに技術、業務、この三人の重役は月給をちゃんと払いたいと思つております。それで社長がどういうふうな立場の人か、どういうふうにして来てくれるか、ということによつて、これは金額も多少私は少しく動くのではないかと思ひます。これが仕事の見当からいたし、ますと、大体今までいろいろな事業界の例等を聞きますと、これはまだ相談してないないので、そこまで言つていいかどうかわかりませんが、大体私は十万円見当の上下ではないかと思ひます。まだ人による問題等もありますから、はつきりきめておりません。大体そのくらいの見当で考えております。

して、参考までに聞きにくい点を聞いたわけであります。

最後に、長官時間がないようでござりますから、もう一点お伺いしたいことは、とにかく五億円でお始めになります。しかし五億円ではとうてい成功しないということになりますと、やはり来年度これは民間資本、これは現在でさえいやいや言っておるのですから、民間資本といつてもこれは実際問題として無理だ。そうなりますと、政府融資に、金利の点からいっても年九分なんですから、そうなろうと思ひます。そうしますと、そういう点について大蔵当局とお話をついておるかどうか、その点だけ最後にお尋ねいたしません。

○國務大臣(石井光次郎君) これは私がこの問題を、予算のとき折衝いたしました際、どうしてもこれは第一期の計画のねらいとしては十億というものは、これはどうしても目標になる。しかし予算のいろいろな關係上やむを得ず政府は一億しか出せない。民間一億にやつてくれということであれば、借入金二億をして、そして出発をする。これによって仕事の状態も一応見当がつくものと思うであります。それによって少くも次は十億に、まず第一期としてどんな形でもつっていくかという問題について、大蔵大臣も考えておいてもらいたいということを言つておきました。私の心持では増資金の方も少しあつてもららう。そして借入金もやるということで、十億円に到達させていきたい。十億になりますと、だいぶ経営の内容も格好がつくのじやないか、こういうふうに考えておりま

に全般的にわたって詳しく述べて御質問がありましたので、大体了解いたしましたが、もう少しほつきりさせておきたいというふうな点があります。要するに、今度の株式会社の実際やる仕事というものは、大手筋の方では自分でボーリングを持つてあります。それで、あまりこれに頼らなければいい。そうすると、中小鉱といふものは、少しを相手にするのだという御答弁であつたわけですが、現在の実際の北海道の実情から見て、そういうものは、少いのじやないかというふうな阿部委員の御質問もあつたわけであります。そこで疑問に思いますのは、結局この株式会社といふものは配当といふものほどから考へるわけです。そうすると、その利益といふものも考えなくちゃならない。そうすると、一体この株式会社が配当するための利益といふものほどから考へるのかということなんですね。どういうところから、どういう利益を考へられるかという点を一つ伺いたい。

の結果、契約の内容にもよりましょく業権を処分するということによつて利益を得るといふことがござります。もう一つは、自分で鉱業権を設定いたしまして、それが当れば利益が出る。もちろん欠損も出ることもあるわけであります。が、うまく当りました場合に、その鉱業権を処分するということによつて利益を得るといふことがござります。たとえば冬季非常に作業がしにくいとき機械が余ったという場合には、ほかの地域に対しまして機械を貸して賃料をもらうという場合もございます。そういうことで利益を得るわけでありまして、一応私どもの見通しといたしましては、非常にこれは前提条件が多い問題でござりますので、見通しは立てにくいのですがござりますが、第二年度からも相当、今申し上げましたように増資とか、借入金をやらせまして、資金も充実いたしましてやつていきまして、大体三年目ごろから利益を出し、四年目には今までの欠損、詳しく申し上げますと、お手元に差し上げました資料にありますように、初年度五億の資金で出発いたしまして、約二千五百万円の赤字ということになつておりますが、これを二年後でもさらにつ二千六百万円くらいの赤字が出てるということを見ておりますが、三年目から大体軌道に乗りまして約二千万の利益を出したい。四年目には四千万程度の利益をもつまして、四年目で今までの赤字を消すといふことにいたしまして、五年目に大体利益の累計で三千五百万円くらいと見ております。そうなりますと、民間出資に対する六分の配当ならできるのじやないか、多分に希望的な観測でございま

君とかいうような人たち、北海道を知り、そして直接には北海道には関係のないというような人たちを加えて、そうして現地の人も何人か加えて相談していただき、その顔ぶれは一つ足立さんが適当だと思われる人と寄り合つて話をしていたら、というような程度のことあります。

る、それはめどがついておるかというお尋ねでございまして、これはさつきから申しますように、少くも第一期私どもの目標とする十億、その最小限においてスタートする場合において、五億という資金がなければ事業の格好をなさぬということでお蔵大臣とも話し合いまして、大蔵大臣と予算を政府出資二億ときめたときに、あとの一億はおそらくそとなると思いますが、まだはつきりいたしませんが、北海道の開発の北海道開発公庫あるいはまたこれに準するようなところから二億の出資をしてもらうということは、大蔵大臣と話し合いをいたして、その通り確約を得ておるのであります。

○阿部竹松君 石炭局長並びに鉱山局長にお尋ねいたしますが、私の知る限りでは、北海道の、きのう御答弁になつたような、中小企業の鉱区を持つておる人がほとんどないと私は判断するわけです。ところが大手の方は、これらは石炭あるいは金属鉱山を問わず、自分のところの従業員すらボーリングに使わない。というのは、自分のところの従業員は、稼働時間が八時間というようにお互いにきまつておるから、組夫ですね、これは北海道全部が組夫を使って能率を上げておる。そういうことになると、これはやはりこの

種の会社はとにかく組合を使つてやる、ということはとうてい不可能でしょから、これはとても太刀打ちができるまいと同時に、石炭山等に至つてはきのうも若干申し上げましたが、とても政府のお考への通り石炭が必要がふえなさい、かえて余つておるような状態、ですから鉱区を持つておる大手炭鉱は自分のところでやりますと言つておるから、そぞすると一体二万メートル掘りますとか、三万メートル掘りますと言つたつて、一体どこへいつて、政府の持つておる国有林の山の中へ行つてやられるやるわけにも參りませんでしようじ、一応目安のついたところへいつてやらなければ、大体どこへ行つてやられるか、通産省の石炭局とか鉱山局は一つの目安があらうかと思ひますから、二体どことどことどことがこういうもののが出たときに該当するか、それを一つお聞かせ願いたい。

というカテゴリーの中に言われておるわけであります。これらにつきましては、相当程度、もしこの会社のボーリングの単価といふものが、ほかの一般のマーケットのボーリング会社の単価と比較して合理的なものである限り、それに対する発注といふものは行われる可能性があると申し上げられる存じます。

それから第二にどういう地域を考えているかといふ問題でござりますが、あくまで今日の出炭の重点といふものを原料炭といふふうに考えますので、これはやはり石狩炭田、いま一つは最近わめて大きな発展をしております、原料炭のみではございませんが、釧路炭田の開発、そういうものに対しても今後の大規模な開発計画が進められると存じます。短期的な問題としては研究問題でござりまするけれども、そもそも北海道に対しまず抜本的な将来の大きな開発計画といふものを考えます場合、さらにそれに関連して日本の総合的なエネルギー対策の一環として国内炭の増産をはかつていくといふ観点から申しますと、当面の問題と離しまして相当程度この種の会社の活躍し得る余地が相当あるといふふうに申し上げていいのではないかと存じます。

いは賦存鉱量でござりますとか、そちら
といった点を、あるいはまた、探査の効
果でありますとか、そういう点を勘
案いたしまして、私どもの方といいたし
ましては、重要鉱種といたしまして、
八種類くらいの鉱種を、本件につきま
して特に重要視いたしております。そ
れを申し上げますと、水銀でございま
す。それからマンガン、鉄、砂鉄、石
綿、銅、鉛、亜鉛、こういったよろくな
ものが非常におもな鉱種でございまし
て、そのほかにも黒鉛でござりますと
か、クロームでござりますとか、ニッ
ケルでございますとか、こうしたような
なものがござります。こういう鉱種に
つきましては、御承知のように、一般
的な鉱物の賦存状況につきましては、
地下資源の調査書でござりますので、
どういう鉱床の状況になつておるかと
いうことはわかつておるわけでござい
まして、また、私どもの方の従来の研
究結果でも、今申し上げました鉱種に
ついては、大体こういう鉱物がこうい
う地区にあるという見当は、およそその
ところはついておりますので、こう
いったところに、この仕事の重点を向
けていきたいと、かように考えており
ます。

鉱業とか、住友鉱業とか、三菱金属、こういうところばかりが持つてゐるのを、それから今、福井局長が御答弁になつたけれども、メタル山の方でも、日本法規に賛成しておらぬ。ほんとうは經營者は、政府が金を一円出すといつたつて、ばくりと食いついてきますよ。政府の金を使うのに、なぜ、そんなに経営者が反対しなければならぬのかということを考えれば、きわめて、これはもう成功しないということを断言しているのです、彼らは。そういうときに、これはどこで一体ボーリングを打つて、その個所、空知炭田とか、白糠炭田とか、どこのところへ持つて、いつてやるか、話はこれからでしょうか、そういうところはありませんよ。おそらく拒否権を発動してしまう。どこへいつてやるのですか。抽象的でなく、具体的に、住友であつたら鷲の舞鉱山をやりますとか、あるいは日本鉱業であれば上の国をやりますとか、金屬山であれば、そういうようなことを田なんていつたつて、空知炭田を持つてるのは大手ばかりですから、頼みに来ませんよ。

せん。それから具体的にどういようと
ろをやっていくかということは、これ
は、この会社がスタートいたしまし
て、それぞれ責任者の方がおきまりに
なり、その責任者の方がどれだけの熱
意と、どれだけの能力を持つておやり
になるかということに、「にそこにつか
つていくのではないかと考えられま
すが、根本は先ほど申し上げましたよ
うに、たとえば利根ボーリングと比較
いたしました場合に、この会社のボー
リングを使つた方が有利であるとい
うことであれば、これは一つのコマ一
シャル・ベースの觀点から、ある程度
の発注量というものは、これに見られ
るというふうに申し上げていいのでは
ないかと存じます。それから、いま一
つは、たまたま私ども今度は、国会の
方で合理化法の改正法案を通して、いた
だきましたが、さらにそれに関連いた
しまして、四千万円の総合炭田開発の
予算をあようだいたしましたわけで
ございます。これに基きまして、政府
といたしましては、重点的に開発地域
を指定して、その開発地域を指定した
中における、まず基本的な将来の増産
計画を立て、その増産計画に基いて、
その各指定地域内に鉱区を持っており
ます業者が、具体的な事業計画の届出
をやつて、その事業計画に対しても満
意がある場合には、通産大臣は変更を命
ずることができる。また、総合的な開
発をやりますために必要がある場合に
は、鉱区調整を通産大臣が決定するこ
とができるというところまで、今度の
国会で通していただきたわけでありま
すが、それらの、まず、先山みたい
に、そいつた政府の施策というもの
が重点的に、ある地域を指定して進ん

で参りますのに関連して、これに追つて、かけて、この会社のボーリング能力と、いうものが活用されていく余地が相当出てくるというふうに申し上げていいのではないかと存じます。

○阿部竹松君 七七%対一二三%ですか、それは出炭量でございます。ですから、これでもって鉱区はばかり知ることができないのですよ。みな租鉱権でやつてありますから、これを標準にして、大手が七七、あと二三が中少などと計算されたら、てんで大間違いなんですね。中小炭鉱の鉱区なんか、北海道の一番権太のそばの宗谷炭田に若干あるくらいで、僕は、そういうペーセンテージは、これは石炭局長の誤まりではないかと思う。これをもつて、直ちに鉱区の分布図であり、鉱区のそれそれのペーセンテージと判断されるのは、誤りじやございませんですか。

○政府委員(村田哲君) 抑せの通り、单なる出炭量だけをもつてその鉱区の分布図である、鉱区の分布図をそれが表わしておるということは、誤りであります。たゞ、先ほど申し上げましたように、中小と申しましても、たとえば一例をとりますと、ラサ工業というものは決して中小ではございませんで、相当程度の広い鉱区を持ち、また、ある程度の未開発地域の鉱区も持つておるわけであります。これらのようなものは、政府として、單なる非常に小さい意味においての中小炭鉱という概念には当てはまらないといふふうな意味において申し上げたわけであります。

○政府委員(中平榮利君) 結局、この会社は、自主探鉱という場合の、自営の探鉱も、もちろんいたしましたけれども、当初の間、先ほども申しましたように、受託探鉱に重点を置いた方が、經營の規模、基礎を安定させるために必要であると考えておりますが、結局、受託探鉱といえば、相手のあることでござりますから、自分で勝手にきめるわけには参りませんので、ただ、私ども、比較的的楽観しておりますのは、現在こういう法案を作成しておるといふことを聞かれまして、私はぜひ握つてもらいたいというようにもうすでに話を聞いてこられた向きもあつたりいたしまして、その他、各方面の方々の御意見を聞いてみましても、相当申し込みがあるというふうに考えておる次第でございます。これは、もちろん、希望的観測でござりますけれども、仕事がなくて困るというようなことは立ち至らないと考えられます。

が、決して、うそを言つておるわけじやございませんので、名前は御容赦願います。

○阿部竹松君 名前を聞くのは、御答弁できないということであればけつことですが、とにかくそういう旗艦から頼までも、当然ボーリング代をもらわなければなりませんでしよう。ボーリング代がもらえぬと、おそらく頼みに来るようなところは、ボーリング代は当分払わなくてよろしいといふところが頼みに来ると思うのですが、それは当然ボーリング代をどんどん払わなければならぬといふところであれば、自分でも使って安くやる、これは経営の常道ですよ。僕らに言わせれば、経営者はむちやくちやだと思っておるのですが、資本主義社会はそんななものでないと思つておりますから、そうしますと、あなたの方でボーリング代に二億円、民間から一億円と、合計三億円という話ですね。石井さんの話ですと、もう二億円持つてきて、五億円でやるというのですが、年々五億円を食いつぶしていくら、中谷博士が言つたように、最後に国会人はあきめくらだとわれわれまでそばづえを食つておこられることになる。こういうことについて自信があるのですか。

難を受けることのないようにならなければいけないと思います。それともう一つ申し上げますのは、きのうもちょっと申しましたように、この会社は慈善事業ではありませんので、まるで支払い能力がないと初めからほきりわかつてあります場合には、どのように申し込んでおきますでも、少くとも請負契約でもるということはさせないつもりであります。その点は十分気をつけたいと思ひます。

になつていくといふふうに考えております。

○阿部竹松君 私は、北海道開発のためにこの種の仕事をすることは、非常に賛成な一人でありますけれども、しかし内容が内容でござりますから心配のあまりいろいろとお尋ねいたしましたが、しかし説明された開発厅の監理官は大蔵省出身だそらであります。従つてこれ以上御質問申し上げてもこれは答弁される方が無理でなくして、聞く方が無理であるというように判断しますので質問を打ち切ります。

○委員長(近藤信一君) ょうと速記しましたが、しかし説明された開発厅の監理官は大蔵省出身だそらであります。

○委員長(近藤信一君) ょうと速記しましたが、しかし説明された開発厅の監理官は大蔵省出身だそらであります。

[速記中止]

○委員長(近藤信一君) 速記起して。

他に御発言もなければ、これにて質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
それでは午後は、一時半に再開することにいたしまして、暫時休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後二時八分開会

○委員長(近藤信一君) これより委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたしました。野溝勝君が辞任、その補欠として岡三郎君が選任されました。

○委員長(近藤信一君) それでは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を願います。

○政府委員(吉田萬次君) ただいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨年五月第二十六国会において成立し、昨年十二月九日以来施行いたしておられます核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律におきましては、核燃料物質の利用が平和的目的に限られ、かつ、計画的に行われることを確保し、あわせて災害を防止することを目的として、すべての核燃料物質の使用について許可を必要としておりることは御存じの通りであります。

さて、現在核燃料物質であるウラン化合物がすでにナトリウム分析、亜鉛分析等の試薬として用いられておりますが、その大部分は微量使用であつて、その使用が核燃料物質の計画的利用に影響を及ぼすことなく、通常放射線障害の発生することもなく、さらにまた平和目的以外に使用されるおそれもない 것입니다。従いまして、核燃料物質のうちでも、濃縮ウラニル、ブルトニウム、ウラン一二三等のいわゆる特殊核物質は別として、その他ものについては、微量の使用にまで許可を要件といたします理由はなく、むしろ行政事務上繁雑で完璧な規制も期しがたいと考えられるのであります。そこで、核燃料物質の種類ごとに放射線障害が発生するおそれのない量を規制をしないこととし、第五十条第一項に一号加えることとしたのであります。

○委員長(近藤信一君) 以上で提案理由の説明は終りました。引き続き、本案の内容について説明を願います。

次に第五十三条は核燃料物質の使用許可の基準を定めておりますが、その第二号は、「その許可をすることによつて原子力の研究、開発又は利用が促進されること」を

案の内容、要点を御説明申し上げます。

○政府委員(佐々木義武君) 私から本

案の内容、要点を御説明申し上げます。

お手元に、本改正法律案要綱がござりますので、それに従いまして御説明申し上げたいと思います。

一番初めは、「一定種類、かつ、微量のものは、核燃料物質といえども、その使用に際して許可を受けない限り得るといふに直したいと申します」と申しますと、大体無處五千

場合には、使用的許可をして核燃料物質使用に伴う放射線障害の防止の規制に従わしめるのが妥当であります。そこで、かかる場合に許可ができるよう同号を改める必要があります。

最後に、一定種類かつ微量の核燃料物質の譲渡譲受の制限につきましては、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び核燃料物質の使用について許可を受けた者から直接に一定種類かつ微量の核燃料物質を譲り受けること、またそれを受けた者から直接に一定種類かつ微量の核燃料物質を譲り受けること、またその譲り受けた核燃料物質を前述の原子燃料公社等に譲り渡すこととの二つは、これは健康に害があるとかいうものではありませんので、この際、許可なされども使えるようにいたしたいといふことで、一定種類と申しますのは、大

量の核燃料物質を譲り受けた者から譲り受けた者には、これはもちろん許可いたしませんが、天然ウランあるいはトリウム、その化合物等に限らずして一定種類のものは、許可なしに使い得るようにしたまでは、許可なしにやれども使うらうか。それから微量と申しますのは、大体、ただいまの一件当たりの平均を見ますと、一グラム未満でございますので、そういうところ辺を見たまにして、それ以下は使つてよろしい

第三点は、譲渡及び譲受の制限に関しまして、その制限を若干緩和いたしたい。ただいまの法律では、許可を受けた者以外にはウランの流通は禁止さ

れておりません。そういたしますと、非

常に、先ほど申しましたようなことで、二項の改正をいたしたわけでありま

す。

第三点は、譲渡及び譲受の制限に関

しまして、その制限を若干緩和いたし

たい。ただいまの法律では、許可を受

けた者以外にはウランの流通は禁止さ

れておりません。そういたしますと、非

常に、先ほど申しましたようなことで、二項の改正をいたしたわけでありま

す。

第三点は、譲渡及び譲受の制限に関

しまして、その制限を若干緩和いたし

たい。ただいまの法律では、許可を受

○委員長(近藤信一君) 以上で内容の説明は終りました。

速記をとめて。

【速記中止】 ○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。これより本案の質疑を行います。御質疑のある方は順次御発言願います。

○阿部竹松君 内容については質問なわけですが、一点だけ佐々木さんに

お伺いしますが、あなたにしかつめらしく説明していただきたいのですが、昨

年の国会においてやるべき筋合いのも

のであつたと私は判断するわけです。

しかつめらしく濃縮ウランなどとい

うことはあるけれども、昨年と本年との

情勢が全然変つております。従つて、当然あなたがこの提案をなされた

ところに、次官は當時御存じないかもしれないけれども、あなたのミスであ

るというふうに私は判断するわけで

す。その点いかがですか。

○政府委員(佐々木義武君) まさに

面目次第もない話でござりますが、お

説の通りでございまして、去年法律を

作る際に当然これは予想してやるべき

はずのところが、実情がよくわからなかつたものでございまして、こういう

ふざまなことになつた次第でございま

す。

○椿繁夫君 これは、譲渡、譲受をすることができる者は、有資格者として

別にきめることになつておりますか。

それから、青酸カリでも睡眠薬でも、

薬屋で、一定量をこすというと人命に

影響があるのであります、譲渡した

り譲受を受けたりする者が、ちゃんと定めるところによつて明らかなんですか。

けれども、工業用に使うべきは必ず青

酸カリを飲んで死ぬ者があつたり、一

定量しか飲まないはずの睡眠薬を飲み過ぎて人命に損壊がしばしば起つてゐるのですが、そういうことの心配は

過ぎて人命に損壊がしばしば起つてゐる

ります。

○政府委員(佐々木義武君) 第二点に

関しましては、許可をするに際しましては、もちろん資格を厳重に法に従いまして検査した結果、許可をいたしま

す。

それから第二点の有害か無害かとい

う問題でございますが、これはもちろ

ん有害のものは許可いたしません。許

可と申しますか、自由に使ひようには

いたしません。一定量と申しますのは

ごく微量でございまして、それに閑し

ましては何ら健康上に対しても危険は

なし、あるいはそれを平和目的以外に

使うといつても使えない程度の微量で

ござりますので、そういう心配はなか

らうというようなつもりであります。

○椿繁夫君 これは、今資料をいただ

いたばかりで十分見をしておりませ

んでお尋ねをするわけですが、微

量、微量という言葉が多く出てくるの

ですが、微量と多量のなにはどこでき

めてあるのです。

○政府委員(佐々木義武君) 大体微量

と申しますのは、ただいまの現状の実

例から申しますと、一グラム未満程度

が平均でございますので、大体ウラン

二三五、純分に換算いたしまして一グ

ラム未満程度を目安にいたすつもりで

ござります。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言も

なければ、これにて質疑は終局しました

と認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、これより採決いたします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は挙手願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、これより採決いたします。

案に關する付帯決議

にしてお述べを願います。なお、付帯決議の御意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。

○青柳秀夫君 私は、自由民主党を代表いたしまして、本法案に次の付帯決議を付して賛成いたしました。

まず、付帯決議の案を朗読いたしました。

なお、繰り返して申し上げますが、北海道においてはすでに石油資源は他の会社において推進されておりま

すし、石炭その他の地下資源の豊富であります。そこでわかつておりますけれども、しかし、これをいかに開発していくかということはなかなか言ふべくしてむずかしいこととと思うのであります。

しかしそれでありますから、これで足りなければ、さらに多額の国費その他を投することはわれわれとしてもむしろそれをなすべきと思つてあります。

一、会社の機構は簡単のものとすること。

二、資金の効率的使用を図ること。

三、年次的事業計画を具体的に策定し強力に推進すること。

この北海道地下資源開発株式会社法

は、わが国の宝庫であります北海道の資源を開発する非常に重要な使命を持つかつた会社でござりますが、今までの質疑の間にもございましたように、これを

開発する目的はまことにけつこうでありますけれども、実際問題としては

ずいぶん困難なことが多いように思われるでありますので、ただいま朗読をいたしました付帯決議を付するようになりますけれども、実際問題としては

の理由を簡単に申し上げます。

新しい会社でありますから、一定の陣営は必要だと思いますけれども、この会社の目的は結局ボーリングをする

という、割合に簡単なる事業でござりますから、この機構、組織等は極力簡素にされたい。

第一としては、読んで字の通りでござりますが、普通の会社と異なりまして、国費が中心になつておるよろくな関係上、特に資金のむだのないよう力効果を上げ節約をされていきたい。

第三としては、初めて始まる事業であります。相当困難はあります。

も、一定の事業計画を立てられまして、その具体的な目標に向つて事業を進めて成績を上げるようにしていかれたい。かような意味においてこの付帯決議を付したわけであります。

これがこれにて討論は終局したものと認め、これにて討論は終局の

第三として、初めて始まる事業であります。相当困難はあります。

第三として、初めて始まる事業であります。相当困難はあります。

ざいますする予算、具体的計画、こういふものについて、本年は出発当初でございまするから若干漏れた点がございましたが、明年度から資金繰り計画を明確にして仕事をやつしていただきたい。

第二点は、本社が東京という原案を衆議院において札幌といふように修正されただけであります。しかし、私たちの考え方といつましても、本社の首脳部の行う事業といつましても、機械の購入とか、資金繰りとか、監督官庁と折衝あるいは鉱区を持つておるそれぞれの会社、個人、こういうものの折衝が主でございまして、北海道は一事業所にすぎないといふように判断されるわけでございまするから、やはり原案の方がよろしいではなかつたか、それにつきましては、衆議院の委員会において開発局の説明された方の努力もわからぬわけではございませんけれども、十分でなかつたのではないかという点も考えられますので、明年度におきましては修正された点を十分衆議院と話し合つていただきたいという点を第二点として申し上げるわけであります。

第三点といつましても、本年度は五億で出発するのでございまするが、明年度、明後年度の金額その他については明確でございません。北海道で現在、例をあげてみると、日本鉄業あるいは三菱鉱業等、政府の現在出されておる御計画を上回つたボーリング会社がたくさんございます。従つて、こういう会社と当然競争といふことになるだろうと判断されるわけですが、十分注意してやつていただきなれば、今まで開発局が八百数十億の金を北海道に投じて、きのうも質問の過程で

申し上げました北大の中谷博士から、何ら効果を上げておらないではないかといふ非難が出る状態では困りますので、その点も十分注意していただきたい、以上要望申し上げて、北海道は非常に開発がおくれておるところでござりまするから、内容は若干無理だと思われでございまするけれども、意のところを了としたとして賛成するものでござります。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、これより採決いたします。

北海道地下資源開発株式会社法案を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました青柳君提出の付帯決議案を議題といつましめます。青柳君提出の付帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(近藤信一君) それでは、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

〔参考〕
請願審査に関する小委員会において
「議院の会議に付し、内閣に送付する
ことを要するもの」と決定した請願

(第六三四号)
外國無煙炭輸入制限等に関する請
願(第六一七号)
石炭探査に伴う鉱害復旧の請願

(第六一九号)

東北開発事業費国庫補助増額等に
関する請願(第一五一二号)

九州地方開発推進に関する請願
(第一一一一號)

昭和三十三年度東北開発促進計画
(第一一九二号)

申上しました北大の中谷博士から、

何ら効果を上げておらないではないかといふ非難が出る状態では困りますので、その点も十分注意していただきたい、以上要望申し上げて、北海道は非

常に開発がおくれておるところでござりまするから、内容は若干無理だと思われでございまするけれども、意のところを了としたとして賛成す

るものでござります。

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、本案を可とされた方は、順次、

御署名願います。

多数意見者署名

青柳秀夫 高橋進太郎 小幡治和 三木與吉郎 阿部竹松 植繁夫 小西英雄

○委員長(近藤信一君) この際、ただいま可決されました付帯決議について、池田事務次官から所信の表明を願います。

○説明員(池田一男君) ただいま付帯決議を拝聴いたしまして、十分本会社の運営に当りましては、この御決議に沿うように努力する所存でござります。

なお、討論の中にもございましたよ

うに、それらについても慎重に考慮を払いまして、会社の運営の万全を期するよう努めたいと思っております。どうもありがとうございました。

○委員長(近藤信一君) それでは、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

〔参考〕
請願審査に関する小委員会において
「議院の会議に付し、内閣に送付する
ことを要するもの」と決定した請願

(第六三四号)
外國無煙炭輸入制限等に関する請
願(第六一七号)
石炭探査に伴う鉱害復旧の請願

(第六一九号)

東北開発事業費国庫補助増額等に
関する請願(第一五一二号)

九州地方開発推進に関する請願
(第一一一一號)

昭和三十三年度東北開発促進計画
(第一一九二号)

に關する請願(第四五六号)(第一

八三五号)

東北開発促進法の一部改正に關する請願(第九五七号)

四國地方開発に關する特別法制定の請願(第一二三三号)

福島県南会津東部の特定開発地域指定に關する請願(第一八二三号)

東北地方の家具工業を東北開発公庫の融資対象事業とするの請願(第一四二一号)(第六七二号)

信用補完制度の拡充に關する請願(第一八一一号)(第六一六号)

福島県に中小企業金融公庫支店設置の請願(第三六六号)

小売市場規制法規の制定に關する請願(第五六七号)(第五七五号)(第六〇〇号)(第六三五号)

福島市に中小企業金融公庫支店設置の請願(第六一五号)

中小企業技術指導機関強化に対する請願(第六六八号)

日中貿易振興等に關する請願(第一九三号)

日中貿易協定締結促進に關する請願(第三八二号)(第四七七号)

中小企業技術指導機関強化に対する請願(第六一五号)

日ソ貿易促進に關する請願(第五一七号)

熊野川電源開発促進に關する請願(第四八五号)

千町歩の広大な地域であるにもかかわらず、農耕地は一千五百町歩という現況で、本県耕地率十三パーセントに比しかずかに三・七パーセントの低位にあり、特に地域内には三千二百戸の農家戸数があるが、その経営はまことに不安定な状態にある。しかし本地域内には約一万町歩の未開発地と要土地改良区があり、本県内における最も開発効果のある地域で大川、加藤谷川、水無川等の諸河川流域の冲積地帯に属し、水源資と地質等の調査にあたつては相当高度の技術が必要であるから、政府は開発事業要綱に基き特定地域としてみやかに指定の上、国家投資によつて開発せられたいとの請願。

昭和三十三年五月七日印刷

昭和三十三年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局